

2021年度 第2回 理化学研究所・和光事業所・研究倫理第三委員会 議事録

日時：2021年5月25日（火）16時00分～19時40分

開催方法：オンライン会議

出席委員：馬塚 れい子（委員長）、今本 尚子、柴田 和久、山本 陽一朗、小笹 由香、
小池 良輔、佐藤 太一、寺崎 アサ子、吉識 肇（順不同）

事務局：原沢、原田、堀江（安全管理部生物安全課）

議事内容：

1. 研究計画審査（審議事項）

① 審査継続

受付番号	：	【W2020-054】
研究課題名	：	人型ロボットを用いた遠隔操作によるマルチモーダル説得対話収録
以前の委員会審結果・コメント	：	<p>審査結果：研究計画の見直しを要する</p> <p>コメント：</p> <ul style="list-style-type: none"> 事後アンケートの機微な質問項目について、そのまま使用する場合は、特にセンシティブな項目について先行研究との比較や、研究目的のための重要性など科学的に必要であることの説明を要する。 事後アンケートの機微な質問項目については、要配慮個人情報に準ずるものとして取り扱うこと。申請書上の要配慮個人情報については、含むと変更すること。 説得のテーマについてそのテーマ選択した理由の説明を要する。 実験参加者（被説得者）の年齢と性別について、結果にバイアスがかからないか再度検討を要する。 アンケートの質問が直訳となっていると説明があったため、表現を検討すること。
研究責任者	：	R-IH・知識獲得・対話研究チーム・チームリーダー・吉野 幸一郎
説明者	：	同上

説明者より資料に基づき説明があり、その後、質疑応答・審査を行った。

審査結果：適正と判断する。

コメント：なし

② 新規申請

受付番号	：	【W2021-013】
研究課題名	：	PATH-AI:人間-AI エコシステムにおけるプライバシー、エージェント、トラストの文化を超えた実現方法研究におけるアンケート調査と分析
研究概要	：	※医学系研究倫理指針非該当

	PATH-AI:人間-AI エコシステムにおけるプライバシー、エージェンシー、トラストの文化を超えた実現方法を包括的なテーマとする。専門家および一般人を対象として日英双方でアンケート調査研究を行うことで日英の言語、文化、人々の心理と知識、社会制度の比較の調査と分析を行うことを目的としている。
研究責任者	: AIP・社会におけるAI利活用と法制度チーム・チームリーダー・中川 裕志
説明者	: 同上

説明者より資料に基づき説明があり、その後、質疑応答・審査を行った。

A 委員：質問項目がオープンエンドな内容となっているが、どのように解析しようと考えているのか。

説明者：文章で答えてもらうことを想定している。自然言語処理技術を使用し、機械的に処理することもできると想定している。ただそれだけではなく、様々な技術を活用することで被験者のメンタリティの方向性をうまくとらえ、自然言語処理技術を単語ベース、フレーズベースでとらえることを考えている。英国側も同じようなことを行い、結果を突き合わせるという事になるかと思う。

A 委員：専門家がオープンエンドな内容にしっかり回答してくれているものに対して、取りこぼしてしまうという事はないか。

説明者：専門家については、自身で十分に行間を読み取る場所までを予定している。専門家のみの調査では、一般の方のメンタリティを推し量ることができないため、社会に対するアウトリーチという面で弱いとも考えられる。そのため、専門家の方だけでなく一般の方も被験者として含むデザインとしている。専門家、一般の方、どちらであっても定量的な方法だけでなく、内容について読み込んで内容を正確にとらえることも考えている。

B 委員：日本と英国では、専門医に対してのアクセス数がかなり違う現実がある。それについてどのように考えているか。

説明者：かなり異なることは承知している。導き出される結果も国ごとに違っていると予測している。結果が出れば、国ごとの医療体制についてどのようなところに問題があるかを浮き彫りにすることができるのではないかと考えている。

B 委員：差があることを前提として国ごとで同じ調査を行うということか。

説明者：そのとおりである。

C 委員：専門家の方に対する匿名化の希望については、専門家向けの同意書の文言のみを見ても専門家の意向に沿うことが分かりづらいかと感じる。もし可能であれば、匿名化の選択を行う選択肢を設けた主旨を、もう少し丁寧に説明する文言に変更してはどうか。

説明者：より分かりやすいように修正することを検討したい。

A 委員：修正を行ったら、英国の同意書の文章も変更する必要があるか。

説明者：出てきた結果のみを突き合わせる計画なので、その必要はない。

(説明者退出)

A 委員：C 委員が指摘したように、回答は個人名が識別できる形にするかどうかの選択肢を設けた主旨を文書中に追記するとともに、同意文書全体を、専門家の意向に沿うということがより分かりやすくなるよう文面を変更する必要がある。また、一般の方向け同意書と専門家の方向けの同意書の英語タイトルが同じなので、それらも変更する必要がある。

るのではないか。

D 委員：質問紙のタイトルも一緒となっているので、タイトルについて内容とマッチするようになる必要があるのではないか。

B 委員：質問紙の中も、英語と日本語が併記してあるにもかかわらず、和訳がついていないところも散見される。

A 委員：文章全体を通して英文と和文の内容が合っているか、また、和文のみで被験者が内容を適切に理解できるかどうかを精査し、必要箇所を修正することとする。

審査結果：要件を満たした上で適正と判断する。

要件：

- ・専門家用の同意書について、回答は個人名が識別できる形にするかどうかの選択肢を設けた主旨を文書中に追記するとともに、同意文書全体を、専門家の意向に沿うということがより分かりやすくなるよう再考すること。
- ・専門家用の同意書と一般人用の同意書の英語名表題が同じになっているが、内容に沿ったものとなっているか確認のうえ修正すること。
- ・質問紙について、英語の表題が内容と合っているか確認のうえ修正すること。
- ・質問紙が和英併記となっているが、和訳が必ずしも対訳にはなっていないため、文章全体を通して英文と和文の内容が合っているか、また、和文のみで被験者が内容を適切に理解できるかどうかを精査し、必要箇所を修正すること。

③ 新規申請

受付番号	：	【W2021-016】
研究課題名	：	ヒトの認知機能における睡眠の役割
研究概要	：	学習や記憶などの人間にとって重要な認知機能において、睡眠中の脳活動がどのように関わるのかを明らかにすることを目的としている。対象者が来所して行うディスプレイに向かい実施する行動実験とその前後のアンケート調査、睡眠ポリグラフ (PSG) 実験、MRI 実験、被験者の自宅で行う簡易 PSG 測定、睡眠習慣の規則性を計測する活動量計や睡眠日誌を利用した活動量測定、いずれか 1 つ、場合によっては複数を組み合わせる。
研究責任者	：	CBS・認知睡眠学理研白眉研究チーム・理研白眉研究チームリーダー・玉置 應子
説明者	：	同上

説明者より資料に基づき説明があり、その後、質疑応答・審査を行った。

E 委員：各種測定において、1 回から数回までという幅のある表記になっているが、実験参加者によって変える基準はあるのか。

説明者：実験のタイプによって異なる。睡眠実験については、新しい環境で睡眠をとると脳活動が変わってしまうことが想定できるので 2 回以上来所してもらうことが必須となる。1 回目はまずは環境に慣れることを目的としている。そのあとで本セッションに入るケースと、実験によってはコントロール条件を設けて実施する実験もあるので、その場合は 3 回の参加を依頼することとなる。

E 委員：MRI 実験で最大 4 回というのはどのようなケースか。

説明者：実験条件が複数ある場合、環境に慣れてもらう場合の MRI と、睡眠をとる場合、学習課題を行っていただく場合などを合わせ、最大 4 回という事を想定している。

E 委員：最初に実験参加者になると同意をした時点で、どういった実験に何回参加することになるかが決まるという事か。

説明者：同意書に署名をもらう前に、実験のスケジュールを提示・相談する。その上で同意を取る予定としている。

E 委員：申請書に、どの実験には何人、と明示したほうが分かりやすいのではないか。

説明者：研究をしていく過程で追加の実験が必要になるケースも想定できるので、最初からどの実験に何人とは示しにくいのだが、どのようにしたらよいか。

A 委員：今の段階で具体的に計画が立っているところだけは申請書に書いてもらい、必要があれば、その後に変更していけばよいのではないか。今の書き方では、研究全体として様々な実験を実施するのは分かるが、一人の実験参加者が募集に応じた場合、どの実験にどの程度の回数参加する必要があるのか分かりづらいと感じる。

説明者：説明文書に実験参加者が分かりやすい様に具体的に示すことが必要ということか。

A 委員：説明文書全体として、実験参加者全員がすべての実験に参加するわけではないのもかかわらず、複数の実験についての説明が掲載されている。実験参加者がどの実験に何回参加するのか分かりづらいだけでなく、取った同意書を見ても実験参加者が何に同意したのかが分からないものとなっているのではないか。

説明者：同意書はチェックを入れる形としている。チェックが入らなければ、その実験については非該当という事で判断できるのではないか。

E 委員：そうだとしても、やはり回数の明記がないままではわかりづらいと感じる。

説明者：説明文書及び同意書を実験ごとに用意するという形ではどうか？

A 委員：必ずしも別々の書類を用意する必要はないが、実験参加者がこれからどのようなことに何回くらい参加する必要があるのか分かりやすくする必要はある。

説明者：修正案を検討したい。

事務局：今の形では、説明文書と同意書を必ずセットで保管する必要が出てくる。

(説明者退出)

D 委員：今回説明者は、すでに当委員会で承認を得ている他の実験責任者の課題で用いている同意説明文書と似た形をとっているように見受けられる。

A 委員：今回の課題は、実験参加者ごとで実験への参加頻度がかなり異なってくるものと感じる。例えば①の実験を行う実験参加者には②の実験の内容を提示する必要がそもそもないのではないか。

D 委員：①の実験をやりながら②の実験も行うというケースもあるかと想定はできる。ただ今回説明者からその辺の説明がなく、また説明書だけを読んでもその点が明確ではないので、やはり改変の必要はあるかと考える。同意書について、実験参加者が何に対して同意したのか、研究者及び実験参加者の双方が確認しやすいように修正することは必要だと考える。

A 委員：今回、実験参加者を選定する前に事前アンケートを実施し、条件に合わない方は除かれるということなので、同意書中に参加者条件を記載する必要はないのではないか。

事務局：簡易アンケートで一度スクリーニングは行うが、特段記録はせず、実際に来所してもらってから再度参加条件に合っているかを確認することを考えると、同意書に参加条件の記載があってもよいとも考える。

D 委員：同意書でもチェックをしていただくことで、ちゃんと確認したことを証拠として残す意味合いもあるかと考える。リクルートの時点で、悪意なく参加条件に合っていない方がまぎれることもあるので、再度チェックを行う項目があることは意味がないとは言

えないのではないか。

A 委員：それでは、そこは説明者の判断に任せるとする。

審査結果：要件を満たした上で適正と判断する。

要件：

- ・説明文書について、実験参加者が行う実験内容（実験の組合せがある旨など）の記述を被験者に分かりやすい記述に修正すること。
- ・同意書について、実験参加者が何に対して同意したのか、研究者及実験参加者の双方が確認しやすいように修正すること。

④新規申請

受付番号	：	【W2021-019】
研究課題名	：	ヒトの運動・認知機能をさりげなく支援するアシストロボット技術の開発
研究概要	：	※医学系研究倫理指針非該当 取得できるセンサ情報からヒトの動作を理解することで、予測的に運動・認知の支援を可能とし日常的に利用可能なアシストロボット技術を明らかにすることを目的とする。実験者が設定した運動課題を行う行動実験と、被験者に本体をベルトやカフによって外骨格型ロボットを装着した状態で同様の運動課題を行うアシスト実験を行う。
研究責任者	：	R-IH・人間機械協調研究チーム・研究員・古川 淳一郎
説明者	：	同上

説明者より資料に基づき説明があり、その後、質疑応答・審査を行った。

A 委員：高齢者は実験参加者としては含まないのか。

説明者：コロナの影響もあり、状況を鑑みながら可能であれば高齢者の方も参加していただきたいとは思っている。

事務局：共同研究先に一部解析結果や情報等を提供することはあるか。

説明者：ある。

事務局：それならば、申請書の試料・情報の提供等に関する記録について記載がなされていないので、そこを埋めていただく必要がある。

説明者：対応する。

E 委員：このロボット技術の開発は高齢者向けと考えればよいのか。対象者の年齢域がかなり広いが様々な方を対象として技術を開発することを目的としているのか、どちらなのか。

説明者：将来的には高齢者向けとしたいと考えているが、そういった運動をサポートするためにはバラエティ豊富なデータを取ることで、様々な方に対しサポートできる技術を開発しないと高齢者をサポートすることはできないと考えている。そのため、最初のステップとしては様々な方からデータを取ることで、アルゴリズムやハードウェアの開発を進めていき、その後、高齢者の方を対象としたい。

E 委員：先ほどの説明でコロナの影響についての説明もあったが、それぞれの実験における実験参加者の年齢分布はどのように考えているか。

説明者：各年代ばらつきのないようにしたいと考えている。

E 委員：高齢者に分類される方がこの実験に参加されても、負荷がかからないというデザイ

ンで間違いがないか。

説明者：運動といっても日常生活で行うような動作であるとともに、実験中は実験者が常に実験参加者とコミュニケーションを取り、中止が必要と判断される場合や異常等があった場合はすぐに中止する。

(説明者退席)

審査結果：要件を満たした上で適正と判断する。

要件：

- ・申請書の試料・情報の提供等に関する記録について追記をすること。

⑤変更申請

受付番号	：	【W2021-021】
研究課題名	：	会話による認知活動支援方法の開発
変更内容	：	・既存の研究内容及び今後の研究内容の統合
研究責任者	：	AIP・認知行動支援技術チーム・チームリーダー・大武 美保子
説明者	：	同上

説明者より資料に基づき説明があり、その後、質疑応答・審査を行った。

A 委員：説明者の心配事は、研究課題名と同意説明文書のタイトルが異なってもよいのかということか。

説明者：そのとおりである。

A 委員：必ずしも一致させないといけない理由はあるか。

E 委員：基本は一致するのではないか。

説明者：実験参加者により分かりやすく、かつ違和感を与えることのないようにと考える結果、研究課題名と同意説明文書のタイトルが少し異なることがある。研究課題名の抽象度をより高め、それぞれの説明文書の内容を補足する形でサブタイトルをつけるような形でもよいのか。

C 委員：申請書に研究課題名が明記されており、それに対する同意説明文書であるので基本的には課題名と説明文書のタイトルは一致するのがよりよいと考える。ただ、著しく実験参加者の理解をミスリードする場合などに関してはその限りではないが、その場合は説明文書の中にしっかりそのことを明記し、実験参加者に理解してもらうように工夫をすることが必要であり、タイトルが異なってもよいという解釈ではないように感じる。

E 委員：そのとおりだと感じる。

B 委員：よっぽどの理由がないのであれば、基本的には課題名は説明文書のタイトルと同じであることが当然であると考え。しかし、ただ研究課題名の抽象度を上げればよいのかといえばそういう問題ではない。実験参加者に何を研究しているかを理解してもらい、かつ実験参加者自身がどんな研究の参加者となることに同意をしたのか理解してもらえないといけない。難しいかもしれないがそれを加味したうえで、基本的には課題名と説明文書のタイトルは統一すべきものであると考える。

説明者：今回については、特段の理由があると言えると考えている。MRIに入る実験に参加するだけの参加者や長い時間会話をしに来るのみの参加者など、様々な実験手法の参加者がいるため、それぞれの実験参加者に誤解のないように実験の内容を理解してもらうにはすべて同じ課題名だけでは不十分と考える。

E 委員：それでは、それぞれの実験を同じ課題にまとめる必要性はどこにあるのかといった

根本的疑問に立ち返る。

説明者：今の状況はそれぞれの課題がカバーしている手法と解析の方法の組み合わせがバラバラになっているので、全てを網羅できるようなまとめ方ができないかというところが今回の問題意識である。また、一時的にデータを BOX に置くことが、保管場所となるのかどうかも判断ができなかった。一時的に BOX にて個人情報を取り除く作業を行い、その後、その情報をチーム内において解析を行うメンバーと共有する。この一時的にデータが BOX を経由することを保管と判断されるのか。

A 委員：統合に関してはここで結論が出ないのではないか。

事務局：個人情報が入った解析データについて、個人情報を削る等の処理するためにまず一時的に BOX を利用したいということか。

説明者：そのとおりである。

E 委員：それであれば、一度こういうものを BOX においてよいかどうか情報システム部門に確認をしてもらうのが一番良いと考える。

説明者：対応したい。

(説明者退室)

審査結果：継続審査とする

コメント：

- ・研究内容の包括化について整理・検討すること。
- ・説明文書・同意書には研究課題名を記載すること。包括的な申請とする場合、研究課題名は漠とし過ぎないようにすること。説明文書・同意書に各実験の内容を示すタイトルを併記することは妨げない。
- ・理研の契約している BOX に研究で利用する個人情報を収めることについて、システム担当部署に可能かどうか確認し、結果を委員会に報告すること。

⑥新規申請

受付番号	：	【W2021-020】
研究課題名	：	行動・脳研究における実験室研究と実社会データを結びつける研究
変更内容	：	※医学系研究倫理指針非該当 大規模なサーベイ調査、スマートフォンなどを活用した経験サンプリング法と MRI 実験、行動実験中の MRI 測定といった新たに発展してきている実験手法やデータの取得方法を、より伝統的な脳科学の実験手法と組み合わせることで、今まで明らかにされて来なかった脳や心の働きにせまることを目的としている。
研究責任者	：	CBS・社会価値意思決定連携ユニット・ユニットリーダー・赤石 れい
説明者	：	同上

説明者より資料に基づき説明があり、その後、質疑応答・審査を行った。

A 委員：以前に申請を上げた課題とは別に新規で申請を上げた理由は何か。

説明者：今までとは異なった実験手法等を採用したいと考えているため新規で申請を上げた。

A 委員：最近はオンライン実験も増えてきているが、今回のような SNS で行う実験は先行研究がたくさんあるのか。

説明者：研究手法としては40年以上ある手法であるが、今までは日記帳に書き留めるなどの方法だったものがスマートフォンなどを活用し簡易的なものとして置き換わってきている。そのためここ10数年で研究の数は爆発的に増えている実験手法となる。

A委員：スマートフォンを用いた実験の予定数が300人程度となっているが、スマートフォンに反応してくれる実験参加者を選定するということか。

説明者：実験参加者のプールがあるので、そこからリクルートを行う。この経験サンプリング法はMRIの実験もセットとなっているが、全員がMRI実験まで完了するとは限らないと想定している。

D委員：理研としてデータを取るときに、海外にサーバーがある場合、個人情報が絡む情報はそこに情報を置いてはいけないと言われることもある。全理研に対してそのような内容のアナウンスも出ていたことがあるので、Webベースツールを研究で利用するにあたり、情報担当部署に使用の可否について確認することが必要と考える。

A委員：一度利用予定のツールについて、セキュリティ的に問題がないかどうか一度理研内の情報担当部署に確認していただきたい。そのツールが使用できるかどうかを確認することは非常に重要と考える。倫理委員会では、どの情報がセキュアかどうかの判断はできない。倫理委員会ではあくまでも、説明者が使用予定のツールが理研として使用許可が下りていることが前提で、そこから内容の審査となる。もし予定のツールの使用許可が下りないようであれば使用できるツールに変更する必要があるかと考える。

(説明者退席)

A委員：説明者が申請している手続きとしては特に問題はないかと考えるが、Webベースツールを研究で利用するにあたり、情報担当部署に使用の可否について確認し、その内容を委員会に報告すること、研究所のポリシーに準じたツールを利用することとしたい。

C委員：同意書の文章中の番号がずれている箇所があるのでそろえることも必要かと考える。また、同意書と説明文書と撤回書がすべて1つの書類となっていて、あまり見ない形であり、形式的に整える必要があるのではないかと。どのように同意書や撤回書の情報を管理するのかイメージがつきにくい。

事務局：説明者は、以前別の課題でこの形で承認を得ており、今回もそれに合わせた形で作成したため、今回もこの形で審査していただきたいという希望だったのでこのまま委員会審査にかけることとなった。やはり、形式を整えた方がよいか。

A委員：同意書と撤回書を同時に提示することはなく、1つの書類とする必要はないかと考える。

C委員：同意書と撤回書が同じであっても管理上しっかり管理できるのであればそれでもかまわないが、番号がずれているところの修正は必要と考える。

審査結果：要件を満たした上で適正と判断する。

要件：

- Webベースツールを研究で利用するにあたり、情報担当部署に使用の可否について確認し、その内容を委員会に報告すること。研究所のポリシーに準じたツールを利用すること。
- 同意書の文書中の番号を修正すること。同意書中に説明文があるが、管理上不都合がないようにすること。

⑦新規申請

受付番号	：	【W2021-015】
研究課題名	：	ヒトの感覚運動学習機能に関する研究
研究概要	：	感覚運動学習の仕組み解明を目的に、対象者に視覚刺激及び聴覚刺激を行う行動実験とアンケート調査、行動実験の前、途中、後でMRI測定実験と EEG 実験を実施する。オンライン行動実験としては上記と同様の視覚刺激課題とアンケート調査をオンラインにて実施する。
研究責任者	：	CBS・人間認知・学習研究チーム・チームリーダー・柴田 和久
説明者	：	同上

説明者より資料に基づき説明があり、その後、質疑応答・審査を行った。

A 委員：同意書について、被験者が何に対して同意したのか、研究者及び被験者の双方が確認しやすいように修正してはどうか。

説明者：そのように対応したい。

(説明者退室)

審査結果：要件を満たした上で適正と判断する。

要件：

- ・同意書について、被験者が何に対して同意したのか、研究者及び被験者の双方が確認しやすいように修正すること。

⑧変更申請

受付番号	：	【W2021-014】
研究課題名	：	ヒトの知覚および認知における学習機能の研究
変更内容	：	<ul style="list-style-type: none"> ・研究方法として経頭蓋磁気刺激法 (TMS) の追加、および関連項目の追記。 ・研究方法の追加に伴う実験説明書および同意書の改訂。 ・「同意を得るために説明を行う者」の追加。
研究責任者	：	CBS・人間認知・学習研究チーム・チームリーダー・柴田 和久
説明者	：	同上

説明者より資料に基づき説明があり、その後、質疑応答・審査を行った。

A 委員：TMS についてはどのくらいの強さを何回くらい行う予定か。

説明者：詳細は申請書の実験方法に記載したが、先行研究で数多く行われている頻度、強さのパラメータのみを実施する。

E 委員：TMS は 18 歳以上となっているが、未成年に実施することは問題がないか。

説明者：MRI は 20 歳以上となっているが、TMS には特にその原則が見当たらなかったため今回 18 歳以上で申請を上げた。しかし倫理委員会での議論で 20 歳以上が妥当という判断であればそのように変更する。

E 委員：安全性を担保するための事項の欄で、実験終了後 1 時間は自動車・バイクの運転は避けると記載があるが、乗り物は避けるべきという事か。

説明者：万が一、気分が悪くなる、平衡感覚に異常がみられる等の体調悪化が見られた際、高度な操作を要求することは危険だとの観点からそのように記載している。これは既に

TMSの実験を行っている他研究室での対応を模したものである。

E 委員：自転車は含まれていないが、大丈夫なのか。

説明者：他研究室の対策の中には自転車は入っていなかった。

E 委員：この内容は説明文書に記載が見当たらなかったが記載があった方がよいのではないか。

説明者：対応したい。

A 委員：TMS は他の実験と異なり医師を待機させる必要のある実験となるので、やはり 18 歳から 20 歳の方の場合には代諾を取るか、または 20 歳以上で実施するほうが望ましいのではないか。

説明者：20 歳以上と変更したい。

A 委員：先ほど E 委員が挙げた、実験終了後 1 時間以内の運転については、自転車も含めた方がよいかと考える。

(説明者退室)

審査結果：要件を満たした上で適正と判断する。

要件：

- ・申請書の TMS 実験で予測される危険性・不利益の欄で、実験終了後一時間程度運転を避ける乗り物について、自転車も含めること。
- ・説明文書の TMS に関する記述に実験終了後一時間程度は、自動車・バイク・自転車の運転を避ける旨を記載すること。
- ・被験者の参加年齢を 20 歳以上とすること。

⑨変更申請

受付番号	：	【W2021-017】
研究課題名	：	免疫・アレルギー疾患診断用マイクロアレイ・バイオチップの開発
変更内容	：	・研究の意義及び目的の追記 ・共同研究機関の記載修正
研究責任者	：	CRP・伊藤ナノ医工学研究室・主任研究員・伊藤 嘉浩
説明者	：	事務局

説明者より資料に基づき説明があり、その後、質疑応答・審査を行った。

審査結果：適正と判断する。

コメント：なし

⑩変更申請

受付番号	：	【W2021-018】
研究課題名	：	心身の発達と脂質代謝の関連についての解析
変更内容	：	・実施責任者の変更 ・研究実施場所の追加
研究責任者	：	CBS・神経細胞動態研究チーム・チームリーダー・上口 裕之
説明者	：	事務局

説明者より資料に基づき説明があり、その後、質疑応答・審査を行った。

審査結果：適正と判断する。

コメント：なし

4. その他

- ・次回以降の委員会開催日程について
事務局より、以降の委員会開催日程について説明があった。

以上

※委員の符号は特定の委員を示すものではありません。